

令和7年度 東京都児童相談体制等検討部会ワーキンググループ第2回

< 議事要旨 >

1 会議概要

(1) 開催日時

令和7年7月16日(水) 15時00分から17時30分まで

(2) 開催方法

対面開催

2 内容

(1) ケース移管の検討まとめ

【主な内容】

- ・ 移管の際対応の整理が必要な5つの事項について、第1回WGでの意見を踏まえ、整理したポイントを事務局案(資料P3-4)として提示した。
- ・ 一時保護・入所等からの家庭復帰を伴う移管や情報提供の際は、東京都内においては原則移管元・情報提供元児相が家庭復帰先の環境調査を行うことを事務局案(資料P5)として提示した。
- ・ 第1回WG後に寄せられた意見を踏まえ、全国ルールの改定経緯を確認の上、一時滞在及びアセスメントシートに準拠した移管の判断に関する事務局案(資料P9)を提示した。
- ・ 第1回WG後に寄せられた意見を踏まえ修正を行った、転居の事実の把握(資料P10)、児童記録票に記載するポイント(資料P11)、家庭復帰の流れの事務局案(資料P12-15)を提示した。

ア 対応の整理が必要な事項

【主な意見】

- ・ 指導中移管と異なり、調査中移管の場合は情報が不十分な状態で移管せざるを得ないこともある。移管の際提供すべき資料については、調査中移管の場合も想定し、追記したほうがよい。

イ 一時滞在・アセスメントシートに準拠した移管の判断

【主な意見】

- ・ 移管、情報提供については移管元・移管先でよく協議の上、判断の理由を記載するという点について、例えばアセスメントシートの右側欄に記載する等、例示があったほうが具体的に進めやすい。

ウ 転居の事実の把握について

【主な意見】

- ・ 転居に関し、生活状況・家庭状況を調査しても曖昧な状態が続く場合、なかなか移管を受けてもらえない実態もある。一つの基準として、例えば「1 か月滞在していれば移管を受ける」とするのも分かりやすいのではないか。
- ・ 期間を目安として設ける場合、目安の期間が妥当か精査が必要である。また、目安の期間までは動かなくていいという判断になり、逆にその間リスクが高まっていく場合もある点が懸念される。
- ・ 全国ルールが徹底されていないため、改めて滞在期間の長短を問わずというところを徹底できれば、期間を設ける必要はないのではないか。
- ・ 移管を受ける側が、またすぐに転居するから等の理由をつけて移管を拒むことなく、自児相の管内にいる場合は、必要があればきちんと受理していくという考え方が重要である。

エ 児童記録票に記載するポイント

特段意見なし

オ 家庭復帰の流れ

特段意見なし

（２）東京ルールの運用状況の検証・見直し

【主な内容】

- ・ R6 年度検討部会の意見を踏まえたワーキングにおける検討の方向性（資料 P17）を確認の上、R6 年度ワーキンググループでまとめられた R7 年度の議論のポイント（資料 P18）1（１）及び（２）について、都児相・区児相・子家セン各々の視点から意見交換を行った。
- ・ なお、下記項目においては、ア（ア）①及び③、イ（イ）については、グループワークによる意見交換を実施後、全体意見交換を実施した。

ア 子家センから児相への連絡調整（援助要請・送致）

（ア）援助要請や送致の目安とする共通のツール等の活用方法

①送致・援助要請の連絡調整の際に子家センが児相に伝える項目について

- ・ 事務局案（資料 P20）をもとに、送致を受ける児相側が重視するポイントや子家センが児相へ伝えることが難しい情報、一時保護に関することで子家セン側にとって取扱が不明瞭な点について、意見交換を行った。

【主な意見】＜送致・援助要請の連絡調整の際に子家センが児相に伝える項目＞

（児相側）

- ・ 児童の意向、これまでの子家センの経過、送致の連絡をした時点での児童の居場所・状況は、送致の判断・対応にあたり必要な情報。傷痕の写真はすみやかに送付

してほしい。

- ・ 児童が帰宅拒否している場合、その背景や事情は聞き取ってほしい。
- ・ 一時保護の司法審査も開始されたため、児童が具体的に何と発言したか記録してほしい。
- ・ 児童の最終安全確認日、安全確認者（機関）等を教えてほしい。

（子家セン側）

- ・ 子家センはまだ直接児童に会えていないが、一時保護を見据えると時間的な猶予がないことから、十分情報が整理できないまま送致の連絡をせざるを得ない場合がある。
- ・ 児童が保護を求めているとの通告を受け、児童面接をし、送致の連絡をすると、児相から、保護者に会い調査・指導するよう求められる場合があるが、児童が子家センの保護者への接触を拒否している場合、対応に困ることがある。

【主な意見】＜一時保護に関することで子家セン側にとって取扱が不明瞭な点＞

- ・ 子家センとしては、児童に対し保護所の説明をしたつもりでも、説明された内容と違い、実際生活してみると制約も多く、児童が「思っていたのと違った」とすぐ戻ってきたケースがあった。一時保護所での具体的な生活イメージを把握できていない職員もいる。
- ・ 一時保護以外の分離の可能性について、児相はどのように判断し対応しているか。
- ・ 送致や援助要請にするかどうかの判断の部分や、第一報のタイミングについて相談することができる、あるいは助言がもらえるとよい。

②一時保護の必要性に関する具体的な留意点

一時保護の必要性に関する留意点の事務局案（資料 P21）について説明した。

③送致・援助要請の判断基準

事務局案（資料 P22）をもとに、事務局案の取扱いとした場合の、児相・子家セン間の連絡調整において生じる具体的課題について意見交換を行った。

【主な意見】

- ・ アセスメントシート自体はざっくりしているので、チェックの有無だけでは判断は難しいが、チェックがつく背景について、これらのシートを基に児相・子家センで話をするすることで、一緒にアセスメントができるツールにはなる。
- ・ リスクアセスメントシートにチェックは入るが、実際には保護の判断になっていないケースもあるし、自治体ごとの規模、人員体制等も異なる中で、一律に一時保護や送致の判断基準を定めるのがよいのかという観点もある。リスクアセスメントシートは共通ツールとして双方手元に置き、それを見つつ協議をして判断するのがよいのではないか。
- ・ 援助要請が送致の必須条件ではなく、子家セン側に送致の判断があるのであれば、

児相側はきちんと受けていくということを明記したほうが良い。

④ 虐待重症度の基準を共有

虐待重症度基準（資料 P24）について資料提供した。

（イ）協議におけるオンラインの活用について

- ・ 都児相の関係機関とのオンライン会議の取扱規定を例示し、オンライン会議活用に関する事務局案（資料 P25）を提示した。
- ・ 子育て事業担当所管事業「都児相と子供家庭支援センターの連携強化事業」について説明した。

イ 児相から子家センへの連絡調整

（ア）警察からの児童通告について、児相が子家センに送致する案件

（イ）送致における、児相と子家センの役割分担

- ・ 警察からの児童通告数（虐待以外）及び口頭通告の区市町村送致件数（東京ルール例示②以外）の推移を示し（机上配布資料）、警察からの児童通告（虐待除く）で、養育困難・育成主訴で受理となる通告が増加していること、所ごとにばらつきはあるが、警察からの児童通告については東京ルールの例示②以外のケースについても幅広く区市町村送致されている（例示③による送致）ことを確認した。
- ・ 東京ルール例示③「子家センによる身近な支援が適していると判断するケース」について、児相が受けた通告（警察通告含む）・相談で、子家セン係属中又は子家セン歴がある場合、児相で対応すべきか、子家センへの送致が適しているか、判断する際のポイントについて、意見交換を行った。

【主な意見】

- ・ 過去の関与経過から、児相に対する拒否的な反応がある場合は、子家センで対応をお願いできないかと打診をすることはある。逆の場合も同様。
- ・ 子家センの中に母子保健機能と児童福祉機能どちらも入っている場合、母子保健のほうで既に関与があると、子家センが新たに介入しづらい場合があるため、そのようなケースでは児相に対応を依頼する場合がある。
- ・ 養育困難を区市町村送致で受理した場合もあるし、児相歴のあるケースで、送致の意図がわかれば受理したことはある。
- ・ 心理的虐待で区市町村送致を受けていたが、複数回繰り返す場合は児童の心理的影響が懸念され、送致を受けないという選択をしたこともある。

（ウ）協力依頼と送致について

- ・ R6 ワーキングでの意見を踏まえ、協力依頼・送致に関するポイントの事務局案（資料 P29）を提示した。
- ・ 「泣き声・怒鳴り声通告」に関する不明ケースの調査の考え方を整理、事務局案（資料 P30）を提示した。